

毎週火曜日発行(但休日になるとは要日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇条例 知事等の退職手当に関する条例
- 職員等の退職手当に関する条例
- 鳥取県税条例の一部を改正する条例
- 鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例
- 各選挙区県議会議員数条例の一部を改正する条例

条 例

知事等の退職手当に関する条例をここに公布する。

昭和三十七年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十号

知事等の退職手当に関する条例

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第

六十七号)第二百四条第二項及び第三項の規定により、

知事、副知事、出納長、委員会の常勤の委員及び常勤

の監査委員の退職手当の額その他退職手当の支給に関

し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第二条 この条例の規定による退職手当は、知事、副知

事、出納長、委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員

(以下「知事等」という。)が退職した場合に、その

者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給す

る。

2 知事等が任期満了による退職後に当該退職に伴う選

挙又は選任により再び当該知事等の職に就いたときは、

前項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は

支給しない。

3 第一項に規定する遺族の範囲及び順位並びに知事等

が起訴中に退職した場合の退職手当の取扱については、

職員の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号。以下「退職手当条例」という。)

第十六条及び第十七条の規定の例による。

4 第一項の規定による退職手当は、知事等で欠格事由に該当して失職した者(禁治産者又は準禁治産者となつたことにより失職した者を除く。)には支給しない。

(知事、副知事及び出納長の退職手当)

第三条 知事、副知事又は出納長が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、知事、副知事又は出納長としての勤続期間に応じ、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 知事 一月につき 百分の五十

二 副知事 一月につき 百分の三十

三 出納長 一月につき 百分の二十

2 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、知事、副知事又は出納長としての引き続いた在職期間による。

3 前項の規定による在職期間の計算は、知事、副知事

又は出納長となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

4 知事、副知事又は出納長で前条第二項の規定により退職手当の支給を受けることなく知事、副知事又は出納長となつた者に係る前三項の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、前の知事、副知事又は出納長としての引き続いた在職期間は、後の知事、副知事又は出納長としての引き続いた在職期間に通算する。

(委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員の退職手当)

第四条 委員会の常勤の委員又は常勤の監査委員(以下「常勤の委員等」という。)が退職した場合の退職手当については、この条例の規定によるのほか、退職手当条例第二条第一項に規定する職員(以下「職員」という。)の例による。

2 常勤の委員等が任期満了により退職した場合の退職手当の額は、退職手当条例第五条及び第七条の規定の例により計算した額とする。

3 常勤の委員等で第二条第二項の規定により退職手当

の支給を受けることなく常勤の委員等となつた者に係る前二項の規定の適用については、前の常勤の委員等としての引き続いた在職期間は、後の常勤の委員等としての引き続いた在職期間に通算する。

4 常勤の委員等としての引き続いた在職期間には、職員若しくは退職手当条例第九条第五項に規定する他の公務員又は教育長等(以下「職員等」という。)が引き続き常勤の委員等となつたときにおけるその者の職員等としての引き続いた在職期間及び常勤の委員等が退職手当条例第十八条の規定の例により退職手当を支給されないで職員等となり引き続き職員等として在職した後引き続き常勤の委員等となつたときにおける先の委員等としての引き続いた在職期間の始期から職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。

第五条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十二条第二項の規定により人事委員会の常勤の委員が事務局長の職を兼ねたときにおける在職期間の

計算については、人事委員会の常勤の委員としての在職期間は、なかつたものとみなす。

2 前項の在職期間の計算については、退職手当条例第九条第四項の規定は適用しない。

3 第一項に規定する者が、事務局長の職を退職の日に人事委員会の常勤の委員を任期満了により退職した場合においては、第一項の規定にかかわらず、前条第二項の規定を適用する。

(この条例の実施に関し必要な事項)

第六条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年十二月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

職員の退職手当に関する条例をここに公布する。

昭和三十七年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十一号

職員の退職手当に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)第十六条の六第二項の規定に基づき、職員の退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第二条 この条例の規定による退職手当は、給与条例第一条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が二十二日以上ある月が引き続いて十二月をこえるに至

つたもので、そのこえるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第四条中二十五年以上勤続した者の退職に係る部分以外の部分及び第五条中公務上の負傷若しくは疾病(以下「傷病」という。))又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。

(普通退職の場合の退職手当)

第三条 次条第二項又は第五条第一項の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額(給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。))が日額で定められている者については、給料の日額の二十五日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下同じ。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に

掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百
- 二 二十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百十
- 三 二十一年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の百二十

2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にある傷病とする。以下第五条第一項において同じ。))又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間一年以上五年以下の者 百分の六十
 - 二 勤続期間六年以上十年以下の者 百分の七十五
- (長期勤続後の退職等の場合の退職手当)

第四条 二十五年以上勤続して退職した者(次条第一項の規定に該当する者を除く。))又は二十年以上二十五年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勤しようを受けて退職した者若しくは勤務公署(これに準ずるものを含む。以下同じ。)の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得て定めるものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五
 - 二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五
 - 三 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百五十
 - 四 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百三十七・五
- 2 前項の場合において、二十五年以上三十年以下の期

間勤続して退職した者(勤務公署の移転により退職した者であつて同項の規定により任命権者が知事の承認を得て定めるものを除く。)の退職手当を計算するときは、その者の給料月額に乗ずる割合は、同項各号の規定にかかわらず、その者の勤続期間のうち二十五年未満の期間については、前条第一項各号に規定する期間の区分に応じ当該各号に掲げる割合とし、二十五年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の二百五十七・五とする。

(整理退職等の場合の退職手当)

第五条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずる場合において、任命権者があらかじめ知事と協議して定めた計画に基づき、勤しようを受け若しくはその意に反し退職した者、二十五年以上勤続しその者の非違によることなく勤しようを受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十
- 二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十五
- 三 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百八十五
- 四 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百六十五

2 前項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- 一 勤続期間一年未満の者 百分の二百七十二
- 二 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三百六十

の者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十
- 二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十五
- 三 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百八十五
- 四 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百六十五

2 前項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- 一 勤続期間一年未満の者 百分の二百七十二
- 二 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三百六十

三 勤続期間二年以上三年未満の者 百分の四百五十四

四 勤続期間三年以上の者 百分の五百四十

3 前項の基本給月額は、給与条例の規定により給与が給料及び扶養手当に区分して支給される職員については、これらの月額の合計額とし、その他の職員については、給料月額とする。

4 第一項及び第二項の規定は、過去の退職につき既にこれらの規定の適用を受け、かつ、その退職の日の翌日から一年内に再び職員となつた者が、その再び職員となつた日から起算して一年内に退職した場合には、適用しない。

(公務によることの認定の基準)

第六条 任命権者は、退職の理由となつた傷病又は死亡が公務上のものであるかどうかを認定するに当つては、職員の公務上の災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(退職手当の最高限度額)

第七条 第三条から第五条までの規定により計算した退

職手当の額が、職員の退職の日における給料月額に六十を乗じて得た額をひくるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(副知事又は出納長に選任された場合の退職手当)

第八条 職員が退職した日又はその翌日に副知事又は出納長に選任された場合において、当該退職した者に対する退職手当の額は、第三条及び第四条の規定にかかわらず、第五条及び第七条の規定の例により計算した額とする。

(勤続期間の計算)

第九条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続きいた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合(第十三条第一項各号の一に該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又は

その翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。

4 前三項の規定による在職期間のうち地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十七条及び第二十八条の規定による休職、同法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。)が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数を前三項の規定により計算したる在職期間から除算する。

5 第一項に規定する職員としての引き続き在職期間には、国、他の都道府県若しくは別表に掲げる市町村における退職手当に関する法令の適用を受ける者(以下「他の公務員」という。)、教育長、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十六条に規定する企業職員若しくは技能労務職員の給与の種類

及び基準に関する条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号)第一条第二項に規定する技能労務職員(以下「教育長等」という。)、又は委員会の常勤の委員若しくは常勤の監査委員(以下「常勤の委員等」という。))が、引き続き職員となつたときにおけるその者の他の公務員、教育長等又は常勤の委員等としての引き続き在職期間及び職員が第十八条の規定により退職手当を支給されないで他の公務員、教育長等又は常勤の委員等となり、引き続き他の公務員、教育長等又は常勤の委員等として在職した後引き続き職員となつたときにおける先の職員としての引き続き在職期間の始期から他の公務員、教育長等又は常勤の委員等としての引き続き在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の他の公務員又は教育等としての引き続き在職期間の計算については、前四項の規定を準用し、常勤の委員等としての引き続き在職期間の計算については、知事等の退職手当に関する条例(昭和三十七年十

二月鳥取県条例第五十号)第四条の規定を準用する。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した都道府県又は別表に掲げる市町村の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。))に相当する月数)又は他の公務員が定員若しくは定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少その他これらに準ずる理由により過員若しくは廢職を生じたことにより退職し、引き続き職員となつたときにおいて、知事がその者の他の公務員としての引き続き在職期間を通算しないことに定めるときにおける当該他の公務員としての引き続き在職期間は、その者の職員としての引き続き在職期間には含まないものとする。

6 前五項の規定により計算したる在職期間に一年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が六月以上一年未満(第三条第一項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。))、第四条又は第五条第一項の規定による退職手当を計算する場合にあつては、一年未満の場合には、これを一年とする。

7 前項の規定は、第五条第二項又は第十五条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

8 第十五条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前七項の規定により計算したる在職期間に一月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

(勤続期間の計算の特例)

第十条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第一項に規定する職員としての引き

続いた在職期間とみなす。

一 第二条第二項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した日が引き続いて十二月をこえるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

二 第二条第二項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した日が引き続いて十二月をこえるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して十二月をこえる期間勤務したものの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第十一条 第九条第五項に規定する他の公務員としての引き続いた在職期間には、第二条第二項に規定する者に相当する他の公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、他の公務員であつた者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。
(公庫等から復帰した職員に対する退職手当に係る特例)

第十二条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫及び国家公務員等退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百五十五号)第九条の二に規定する法人に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職(第四条(二十五年以上三十年以下の期間勤務して退職した者のうち同条第二項に規定する勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得て定めるもの以外の者に係る退職手当に關する部分を除く。)又は第五条の規定による退職手当に係る退職を除く。)をし、かつ、引き続き公庫等職員として在職した後引き続いて再び職員となつた者の第九条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける職員が退職した場合にお

けるその者に対する第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、第三条から第五条まで及び第七条の規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

一 その者が第三条から第五条まで及び第七条(附則第四項の規定の適用を受ける者については、同項の規定とする。)の規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の当該給料月額に対する割合

二 その者が前項の退職をした際に支給を受けた退職手当の額その計算の基礎となつた給料月額に対する割合(職員としての引き続いた在職期間中に当該退職を二回以上した者については、それぞれの退職に係る当該割合を合計した割合)

(退職手当の支給制限)
第十三条 第三条から第五条までの規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)は、次の各号の

一 該当する者には支給しない。
一 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者
二 地方公務員法第二十八条第六項の規定による失職(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者
三 地方公務員法第三十七条第二項の規定に該当し退職させられた者又はこれに準ずる者

2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、その退職については、退職手当を支給しない。
(予告を受けない退職者の退職手当)

第十四条 職員の退職が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十条及び第二十一条又は船員法(昭和二十二年法律第百号)第四十六条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、

一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(失業者の退職手当)

第十五条 勤続期間六月以上で退職した職員が退職の日の翌日から起算して一年の期間(その者が失業保険法(昭和二十二年法律第四百十六号)第二十条の三第一項に規定する場合の公共職業訓練に相当する公共職業訓練を受ける場合において、当該公共職業訓練を受け終わるべき日がある一年の期間を経過した日以後の日であるときは、その日までの期間)内に失業している場合においては、その者がすでに支給を受けた一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の額が、その者が同法の規定による離職の日以前一年間に被保険者期間が通算して六月以上であつた者と、その者の勤続期間を同法の規定による離職の日まで引き続き同一事業主に被保険者として雇用された期間(勤続期間が一年未満である者については、同法の規定による離職の日まで引き続き同一事業主に被保険者として雇用された期間)に相当する金額を退職手当として支給する。

た期間が一年未満である場合における離職の日以前一年内の通算した被保険者期間)とみなして同法の規定を適用した場合に同法の規定によりその者に支給することができる失業保険金の額に満たないときは、当該退職手当のほか、その差額に相当する金額を同法の規定による失業保険金の支給の条件に従い退職手当として支給する。

2 前項の規定による退職手当は、その者がすでに支給を受けた一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の額をその者につき失業保険法の規定により計算した失業保険金の日額(以下「失業保険金の日額」という。)で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に等しい日数をこえて失業している場合に限り、そのこえる部分の失業の日数に応じて支給する。

3 第一項の規定に該当する場合において、退職した者が一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の支給を受けないときは、同項に規定する失業保険金の額

に相当する金額を退職手当として失業保険法の規定による失業保険金の支給の条件に従い支給する。

4 第一項又は前項の規定による退職手当(以下「失業保険金に相当する退職手当」という。)の支給を受ける資格(以下「受給資格」という。)を有する者が、その退職の日の翌日から起算して一年内に再び職員となり、退職した場合において、新たに受給資格を有することとなつたときは、その退職の日以後は、前の受給資格に基づく失業保険金に相当する退職手当は支給しない。

5 前項の場合において、前の受給資格に係る基準日数(第一項の規定に基づき失業保険法第二十条第一項又は第二十条の二第一項若しくは第二項の規定を適用した場合にこれらの規定により失業保険金を支給することができるとする日数をいう。以下同じ。)からすでに支給を受けた一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の額を失業保険金の日額で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた数)に等

しい日数(以下「待期日数」という。)及び失業保険金に相当する退職手当の支給を受けた日数を控除した日数(その日数が新たな受給資格に係る退職の日の翌日から前の受給資格に係る失業保険金に相当する退職手当の支給を受けることができる期間(以下「受給期間」という。)の満了する日までの日数から前の受給資格に係る待期日数の残日数(待期日数から、前の退職の日の翌日から再び職員となつた日までの失業の日数を控除した日数をいう。)を控除した日数をこえるときは、新たな受給資格に係る退職の日の翌日から前の受給資格に係る待期日数の残日数を控除した日数)が、新たな受給資格に係る基準日数をこえるときは、新たな受給資格に基づく失業保険金に相当する退職手当の算定の基礎となる第一項の失業保険金の額の算定については、当該日数にそのこえる日数を加算した日数を基準日数とみなして、失業保険法(第二十条の二第三項に係る部分を除く。)の規定を適用するものとする。

6

受給資格を有する者が就職するに至つた場合において、必要があると認められるときは、就職に要する費用を退職手当として支給することができる。ただし、就職するに至つた日の前日における失業保険金に相当する退職手当の支給残日数が当該受給資格に係る基準日数(前項の規定の適用を受ける者については、同項の規定により基準日数とみなされる日数とし、失業保険法第二十条の四第一項の規定による措置が決定された場合には、これらの日数に当該措置に基づき失業保険金に相当する退職手当を支給することができる日数を加算した日数とする。以下同じ。)の二分の一未満である者については、この限りでない。

7

前項の規定による退職手当(以下「就職支度金に相当する退職手当」という。)の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 就職するに至つた日の前日における支給残日数が当該受給資格に係る基準日数の三分の二以上である者 失業保険金に相当する退職手当の五十日分に相

当する額

二 就職するに至つた日の前日における支給残日数が当該受給資格に係る基準日数の二分の一以上三分の二未満である者 失業保険金に相当する退職手当の三十日分に相当する額

8

前二項に規定する支給残日数は、受給資格を有する者につき、当該受給資格に係る基準日数から当該受給資格に係る待期日数及び失業保険金に相当する退職手当の支給を受けた日数を控除した日数(その日数が、就職するに至つた日から当該受給資格に係る受給期間の満了する日までの日数から当該受給資格に係る待期日数の残日数(待期日数から、当該受給資格に係る退職の日の翌日から就職するに至つた日までの失業の日数を控除した日数をいう。))を控除した日数をこえるときは、就職するに至つた日から当該受給資格に係る受給期間の満了する日までの日数から当該待期日数の残日数を控除した日数)をいう。

9

就職支度金に相当する退職手当の支給があつたとき

は、第一項又は第三項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する額のこれらの規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

10

就職支度金に相当する退職手当は、失業保険法第三十六条の二第一項に規定する就職支度金の支給の条件に従い支給する。

11

本条の規定による退職手当は、失業保険法又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

(遺族の範囲及び順位)

第十六条

第二条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一

配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事實上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

二

子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

四

子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2

前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3

退職手当の支給を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によつて等分して支給する。

(起訴中に退職した場合の退職手当の取扱)

第十七条

職員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当及び第十四条の規定による退職手当は、支給しない。ただし、禁固以上の刑に処せられなかつたときは、

この限りでない。

2 前項ただし書の規定により退職手当の支給を受ける者が、既に第十五条の規定による退職手当の支給を受けている場合には、同項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額から既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、前項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額が既に支給を受けた第十五条の規定による退職手当の額以下であるときは、同項ただし書の規定による退職手当は、支給しない。

(他の公務員、教育長等又は常勤の委員等となつた者の取扱)

第十八条 職員が引き続き他の公務員、教育長等又は常勤の委員等となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が他の公務員、教育長等又は常勤の委員等に対する退職手当に関する規定により、他の公務員、教育長等又は常勤の委員等としての勤続期間に推算されることに定められているときは、この条例による

る退職手当は支給しない。

(この条例の実施に関し必要な事項)

第十九条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年十二月一日(以下「適用日」という。)以後の退職に係る退職手当について適用する。

2 鳥取県職員退職手当支給条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十六号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

3 適用日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

4 適用日の前日に在職する職員(鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和三十三年十二月鳥取県条例第四十九号。以下「条例第四十九号」という。))附則第二項各号列記以外の部分に規定する職員については、条例第四十九号附則第三項に規定する職

員に限る。)が適用日以後に次の各号に掲げる退職をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、第三条から第五条まで及び第七条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 第三条第一項、第四条第二項又は第五条第一項の規定に該当する退職(傷病又は死亡による退職に限る。)その者につき旧条例第四条(死亡により退職した者にあつては、鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和二十九年三月鳥取県条例第六号)附則第十八項を含む。以下この項において同じ。)の規定により計算した退職手当の額と第三条第一項、第四条第二項又は第五条第一項の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額

二 第七条の規定に該当する退職、その者につき旧条例第三条、第四条又は第五条の規定により計算した退職手当の額と第七条の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額

5 第五条第三項に規定する給与が給料及び扶養手当に

区分して支給される職員に暫定手当が支給される間、同項中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び暫定手当」として同項の規定を適用する。

6 昭和三十四年一月一日に現に在職する職員のうち次の各号に掲げるものが、年令五十年以上で、その者の非違によることなく勸しうを受けて退職した場合において任命権者が知事の承認を得たときは、第五条の規定に該当する場合のほか、当分の間、同条及び第七条の規定による退職手当を支給することができる。

一 先に職員として在職した者のうち、任命権者の承認又は勸しうを受け、引き続き外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があつた法人で外国において日本専売公社、日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社の事業と同種の事業を行なつていたもので、国家公務員等退職手当法施行令附則第三項の規定により大蔵大臣が指定するものの職員となるため退職し、かつ、その職員としての身分を失つた後に引き続き再び職員となつたもの(附則第

十項第二号の規定により在職期間が引き続いたものとみなされる期間内に再び職員となつたものを含む。)

二 前号に掲げる者のほか、職員としての勤続期間が十年以上の者

7 適用日の前日に現に在職する職員の同日以前における勤続期間については、附則第八項から第十一項までの規定によるほか、第九条(第五項中「この場合において、その者の他の公務員又は教育長等としての引き続いた在職期間の計算」を「この場合において、その者の教育長等としての引き続いた在職期間の計算」と読み替える。)、第十条及び第十一条の規定の例による。

8 昭和二十九年二月二十八日に現に在職していた職員のうち、先に職員として在職したものであつて、任命権者の承認又は勸しうを受け、引き続いて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係のあつた法人で外国において日本専売公社、日本国有鉄道若し

くは日本電信電話公社の事業と同種の事業を行なつていたもので、国家公務員等退職手当法施行令附則第三項の規定により大蔵大臣が指定するものの職員(以下「外国政府職員等」という。)となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失つた後に引き続き再び職員となつたものの当該外国政府職員等としての引き続いた在職期間の三分の二の期間は、職員としての在職期間とみなす。

9 昭和二十九年二月二十八日に現に在職していた職員のうち、次の各号の一に掲げるものの先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

一 先に職員として在職した者であつて、兵役に服するため退職し又は兵役に服するため待命若しくは休職となり服役中期間の満了により退職し、かつ、除隊の日又は軍人としての身分を失つた日(昭和二十九年八月十五日に現に本邦以外の地域にあつた者が本邦に帰還した場合においては、本邦に上陸した日)

から昭和二十九年二月二十八日までの間に他に就職することなく再び職員となつたもの

二 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸しうを受けて他の任命権者に属する職員となるため退職し、かつ、任命権者の手続の遅延のため退職の日の翌々日以後において他に就職することなくその承認又は勸しうを受けた他の任命権者に属する職員となつたもの

三 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸しうを受け、引き続き在外研究員又は外国留学生(以下「在外研究員等」という。)となるため退職し、かつ、その研究又は留学を終えた後に引き続き再び職員となつたもの

10 昭和二十年八月十五日に現に次の各号の一に掲げる者であつたものが当該各号に掲げる日から昭和二十九年二月二十八日までの間に他に就職するとなく職員となつた場合においては、当該各号に掲げる者であつた期間は、そのものの職員としての在職期間に引き続

いたものとみなす。

一 外地官署所属職員 外地官署所属職員の身分に関する件(昭和二十一年勅令第二百八十七号)の規定によりその身分を保留する期間が満了する日の翌日

二 外国政府職員等又は在外研究員等 昭和二十年八月十六日

三 軍人軍属 その身分を失つた日

11 先に職員として在職した者であつて、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令(昭和二十一年勅令第九号)第一条若しくは旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)第三条の規定により退職させられたもの又はこれらに準ずる措置で国家公務員等退職手当法施行令附則第六項の規定に基づく大蔵省令で定めるものによりその者の意思によらないで退職させられたもの(先に職員として在職し、終戦に伴い昭和二十年八月十五日以後これらの措置により公職につくことを禁ぜられた日以前においてその者の意思によらないで退職した者のうちこ

これらの措置の適用を受けたもの(その禁ぜられた日前に再就職した者)については、その再び職員となつた日(その前日までの間に他に就職しなかつたものを含む。)が、その退職の後、法令の規定又は特別の手続によりこれらの措置が解除された日(これらの措置により就職が制限されなかつた職員となつた場合に於ては、当該退職の日)から昭和二十九年二月二十八日までの間に再び職員となつた場合においては、先に職員として在職した期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。ただし、これらの措置が解除された日から百二十日を経過した日以後に再び職員となつた場合において、当該経過した日から再び職員となつた日の前日までの間に他に就職していたことがあるときは、この限りでない。

12 適用日の前日に現に在職していた職員であつて、他の公務員から引き続き職員となつたもの及び同日に現に在職していた他の公務員であつて適用日以後に引

き続いて職員となつたものの適用日の前日以前における他の公務員としての勤続期間の計算については、附則第八項から前項までの規定を準用するほか、第九条第五項及び第六項並びに第十一条の規定の例による。この場合において、第九条第五項ただし書中「退職により」とあるは、「退職(附則第十七項の特殊退職を除く。)により」と読み替えるものとする。

13 前項の場合において、先に職員として在職した者であつて適用日の前日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続き他の公務員となつたものについては、第十八条の規定により退職手当を支給されないで他の公務員となつたものとみなして同項の規定を適用する。

14 昭和二十年八月十五日に現に附則第十項各号に掲げる者(在外研究員等を除く。以下この項において「外地官署所属職員等」という。)であつた者で同年同月同日において本邦外にあつたものうち、昭和二十九年三月一日以後においてその本邦に帰還した日から三年

(特殊の事情があると認められる場合には、任命権者が知事と協議して定める期間を加算した期間。以下この項において同じ。)以内に再び職員となつたもの又は同年同月同日以後においてその本邦に帰還した日から三年以内に他の公務員となり、引き続き他の公務員として在職した後引き続き再び職員となつたものについては、外地官署所属職員等であつた期間は、その者の同年同月同日以後において最初に開始する職員又は他の公務員としての在職期間に引き続いたものとみなし、かつ、当該他の公務員としての在職期間に引き続いたものとみなす場合に於ては当該他の公務員としての在職期間に含まれるものとして、その勤続期間を計算するものとする。ただし、本邦に帰還した日から当該職員又は他の公務員としての在職期間の開始の日の前日までの間に他に就職したことがある者については、この限りでない。

15 前項に規定する者の昭和二十九年二月二十八日(同年三月一日以後に附則第十項第一号に規定する期間が

満了する外地官署所属職員については、当該期間が満了する日)以前における勤続期間の計算については、前項の規定に該当するものを除き、附則第八項及び附則第九項(これらの規定を附則第十二項において準用する場合を含む。)並びに附則第十三項の規定を準用するほか、第九条第五項及び第六項並びに第十条の規定の例による。この場合において、第九条第五項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職(附則第十七項の特殊退職を除く。)により」と読み替えるものとする。

16 昭和二十九年二月二十八日に現に在職する職員、同日に現に他の公務員として在職し、同日後に引き続き職員となつた者又は附則第十四項に規定する者のうち、職員としての引き続き在職期間中において職員又は他の公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、再び職員となり、又は他の公務員となつたことがあるものが退職した場合におけるその

者に対する第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、第三条から第五条まで及び第七条の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

一 その者が第三条から第五条まで及び第七条(附則第四項の規定の適用を受けた者については、同項の規定とする。)の規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

二 その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎となつた勤続期間(当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間がその者が在職した地方公共団体の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た数(一未満の端数

を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当(附則第十一項の規定の適用を受ける職員及び外地官署所属職員のうち、第四条(二十五年以上勤続して退職した者のうち勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得て定めるもの以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。)又は第五条の規定による退職手当に準ずる退職手当に係る退職(以下次項において「整理退職」という。)に該当する特殊退職をした者については、第四条第一項の規定による退職手当)の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の額の当該特殊退職の日におけるその者の給料月額に対する割合(特殊退職を二回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合)

17 前項の特殊退職は、職員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び職員となる場合(他の公務員が退

職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び当該退職の日までその者が属していた国又は地方公共団体の他の公務員となる場合を含む。)における当該退職及び附則第八項又は附則第九項各号(これらの規定を附則第十二項及び附則第十五項において準用する場合を含む。)の退職(これらの退職のうち整理退職に該当する退職を除く。)並びに附則第十一項(附則第十二項において準用する場合を含む。)の退職及び外地官署所属職員又は軍人軍属の身分の喪失とする。

18 昭和二十九年二月二十八日に現に在職する職員及び他の公務員であつて同年三月一日以後に引き続き職員となつた者の同年三月一日以前における職員及び他の公務員としての在職期間のうち第九条第四項に該当するものがあるときは、当該在職期間の計算については、同項の規定にかかわらず、同項の規定は適用しない。

19 昭和二十九年一月一日以後に死亡した職員については、死亡賜金、死亡一時金その他これに類するものは

支給しない。
別表

鳥取市

鳥取県条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和三十七年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十二号

鳥取県条例の一部を改正する条例

鳥取県条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「違法又は錯誤があつた」を「不服がある」に改める。

第五条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二十八条を次のように改める。
第二十八条 削除

お知らせ

- 1 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この徴税令書を受けとつた日の翌日から起算して30日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出して下さい。
- 2 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を發付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金にかかる徴収金を完納しない場合は滞納処分を受けることとなります。

る。
第三号様式その五の裏面中注意の項を次のように改める。

お知らせ

- 1 督促状を發付した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産差押を受けなければならないこととなります。
- 2 この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとつた日の翌日から起算して30日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求はなるべく県税事務所長を経由して提出して下さい。

第十三号様式の裏面中御注意の項を次のように改める。

お知らせ

- 1 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この徴税令書を受けとつた日の翌日から起算して30日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出して下さい。
- 2 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を發付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金にかかる徴収金を完納しない場合は滞納処分を受けることとなります。

第三号様式その一の裏面、同様式その二の裏面及び同様式その三の裏面中注意の項を次のように改める。

お知らせ

- 1 納税義務が消滅した者は、その消滅した月まで月割をもつて自動車税が課されることとなりますから、その事由が生じた場合には、県税条例第114条の規定によつて申告して下さい。
- 2 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この徴税令書を受けとつた日の翌日から起算して30日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出して下さい。
- 3 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を發付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金にかかる徴収金を完納しない場合は滞納処分を受けることとなります。

る。
第三号様式その四の裏面中注意の項を次のように改める。

第十四号様式、第十五号様式、第十五号の二様式及び

第二十三号様式中

「鳥取県知事氏名團」

の下に次の項を加える。

お知らせ

この通知について不服がある場合は、この通知を受けとつた日の翌日から起算して30日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求はなるべく県税事務所長を経由して提出して下さい。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十三号

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄

区域を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第四十一号)の

一部を次のように改正する。

この条例中鳥取県農業改良普及所の名称、位置及び管

轄区域の表を次のように改める。

名 称	位 置	管 轄 区 域
岩美農業改良普及所	岩美郡岩美町	岩美町
鳥取農業改良普及所	鳥取市	鳥取市、国府町、津ノ井村及び福部村
八頭東部農業改良普及所	八頭郡那家町	那家町、船岡町、八東町及び若桜町
八頭西部農業改良普及所	八頭郡用瀬町	河原町、用瀬町、智頭町及び佐治村
気高農業改良普及所	気高郡気高町	気高町、鹿野町及び青谷町
東伯東部農業改良普及所	東伯郡北条町	羽合町、東郷町、北条町、大栄町及び泊村
東伯西部農業改良普及所	東伯郡赤碓町	東伯町及び赤碓町
倉吉農業改良普及所	倉吉市	倉吉市、三朝町及び関金町
西伯東部農業改良普及所	西伯郡大山町	淀江町、大山町、名和町及び中山町
米子農業改良普及所	米子市	米子市、境港市、西伯町、会見町、岸本町、伯仙町及び日吉津村
日野北部農業改良普及所	日野郡江府町	日野町、江府町及び瀧口町
日野南部農業改良普及所	日野郡日南町	日南町

附 則

この条例は、昭和三十八年一月二日から施行する。

各選挙区県議会議員数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十四号

各選挙区県議会議員数条例の一部を改正する

条例

各選挙区県議会議員数条例(昭和二十六年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

この条例中「倉吉市 三人」を「倉吉市 四人」に、「東伯郡 六人」を「東伯郡 五人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
定価 一月別二五〇円(送料共)